

下水道管路施設における維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクル
の確立に向けた技術検討会 第2回 議事概要

日時：令和元年 11 月 14 日（木）10:00～12:00

場所：日本下水道協会 5 階会議室

【議論のポイント】

議論のポイントは以下のとおりである。

- ・ 今回検討会の議論は、資料4のP4に示す論点の「下水道台帳の電子化、維持管理情報のデータベース化とマネジメントサイクルの標準化」についてである。
- ・ 論点のポイントとしては、以下のとおりである。
 - ① 維持管理情報をどのように収集・蓄積するか、中小規模の自治体が速やかにシステム導入できる事を考慮しながら、最小限必要な情報はどのような情報か
 - ② データベースシステムの構築においては、広域化していく事も踏まえ、データ共有の容易性を踏まえた構築をどのように行っていくか
 - ③ データベースシステムの運用はどのように効率化して行っていくか

【議事概要】

事務局から配布資料について説明が行われた後、委員の意見を伺った。

委員からの主な意見は以下のとおりである。

1 「第1編 総論 本ガイドラインの位置付け」への意見

- ・ 本ガイドラインの役割は、維持管理指針や下水道設計指針で示されたマネジメントサイクルを、情報の蓄積、データベースシステムの活用、ICTの活用等により、どのように効率的に、合理的に行っていくかとりまとめるものと考えている。
- ・ 本ガイドラインは、データベースシステムを導入していない中小都市に対し、システム導入を進めていくための位置づけならば、分かりやすい表現が必要ではないか。
- ・ 資料4 P6について：維持管理の判断基準について、維持管理指針と本ガイドラインの記載内容が「○（具体的に記述）」となっているが、同レベルで記述するように見えるが、P2,3に示されるように「具体的な判断基準がわからない」という課題がある中で、本ガイドラインで内容の充実を図るならば、「◎（内容の充実）」ではないか
- ・ 資料4 P6について：本ガイドラインは、「維持管理の判断基準」を変えるのではなく、ICTを活用した点検調査のとりまとめを行うとするならば、「判断基準」の表現を変えたらどうか。「維持管理の判断基準」ではなく、「判断の方法、使い方等」にして、点検調査等の実作業につなげていけるような表現がよいのではないか。
- ・ 「資料4 P7」において、マネジメントサイクルの図が示されているが、C（施設評価）、A（SM基本方針）の後に、P（維持管理計画の策定）とP（修繕・改築計画の策定）に矢印が分かれているが、「資料4 P17」で示される計画的維持管理実施フローにおいて、リスク評価を踏まえて各種計画を策定することになるため、リスク評価の視点も図に加えた方がよい。

2 「第2編 第1章 マネジメントに必要な情報の種類と内容」への意見

- ・「資料4 P8」において、台帳管理情報→維持管理情報→ストマネ情報の流れで、情報の蓄積、充実を図っていく事が示されているが、ストックマネジメント情報における腐食環境情報や埋設環境情報は、リスク評価において必要な情報であるため、システム構築当初から必要な情報と考えている。
- ・「資料4 P9」について：維持管理情報等の項目において、例が示されているが、コストの視点も追加した方がよい。
- ・中小都市の視点を考えると、段階的に情報を蓄積・充実していることは理解できるが、最低限必要な項目も示すべきである。
- ・情報管理においては、最低限蓄積していく事と、マネジメントサイクルを実行していくために必要な情報を示すような段階的な情報管理の視点の記述は必要である。
- ・「資料4 p 8」で各種情報管理（積上げイメージ）を示しているが、コスト管理の必要性についても指摘があったように、台帳管理情報だけが最低限必要な情報ではない。P 8には情報項目が示されているが、情報項目（縦軸）と情報活用（横軸）の関係をマトリクスで示す必要がある。「資料4 P17以降」にも情報活用について記述しているが、情報項目の整理の段階で、情報活用の各場面で必要な情報を整理する等の対応が必要である。

3 「第2編 第2章 データベースの構築」への意見

- ・「資料4 p 11」について：台帳管理機能、維持管理機能はよいが、ストックマネジメント機能は高度な機能であり、「進捗管理機能やシミュレーション機能を備える必要がある」という表現では必ず必要な機能となるため、表現を修正した方がよい。
- ・「資料4 P11」で示される機能は問題ないとする。各機能に対する補足説明が必要であり、各自治体が考える活用内容により、必要な機能を選択することでよい。
- ・中小都市において、維持管理情報を活用してどのようにマネジメントサイクルを構築するか明確にすることが必要であり、それに応じ、必要な情報、データベース機能が決まると考えられる。
- ・データベースシステムを運用していくためには、システム管理者が必要である。全庁的なシステムの場合は、自治体でシステム管理者がいるが、下水道限定のシステムの場合は、下水道システム管理者の必要性を記述する必要がある。
- ・今回資料では、データベースシステムが一つにまとめられるように感じるが、GIS データ、維持管理情報項目、ストマネ等様々な情報は蓄積手法が異なることもあり、分散型のシステムを選択もあるのではないかと。データベースシステムに対し、API（アプリケーション・プログラミング・インターフェイス）を公開することもできるため、自治体毎に全ての機能を有する必要がなく、民間のシステムと接続する視点も記述した方がよい。
- ・「情報連携のありかた」において、GIS データを基本とした情報連携であるが、GIS データではない情報連携の考え方はあるのか。
- ・「資料4 P18」：維持管理情報の活用欄に「調査結果を活用し、地方公共団体独自の健全率予測式を作成する。」という記述があるが、このような作業は、次の維持管理計画に活用できるので、活用局面にその旨も記述した方がよい。
- ・本ガイドラインにおいては、「運用」の範囲は、システム運用を示すのか、又はアセットマネジメント全体の運用を示すのか。